

CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 148

2005年7月

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX03 3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

E mail address: gyoukaku@tokyo.email.ne.jp

行革国民会議ニュース

郵政事業改革を考える

2005年6月21日、第32回定時総会とともに、いま懸案の郵政事業改革について意見交換会を開催しました。まず、これまでこの問題に深く関わってこられた松原聡東洋大学教授から報告いただいた後、田中一昭拓殖大学教授にコメントをお願いし、その後自由討議に移りました。その概要をお知らせいたします。

報告

これまでのいきさつ

私はこの行革国民会議が本当は一番郵政の問題に関しては発言する権利があると思っている。1997年に、誰よりも早くこの団体が、持株会社の下で事業分割し地域分割された株式会社という案を出した。ここにおられる竹中一雄さん、田中一昭さん、並河さん、少し遅れてお越しになる鈴木良男さんに私も参加して、がんばって議論をして作った。これは間違いなく、現在の小泉・竹中さんの出した案のプロトタイプである。

私たちが出した結論は事業ごとに会社を分けていく。そのときに、上に持ち株会社を置いて、そのぶら下がった会社の中で調子の良いところから完全民営化していけばいいと考えた。

私はその後、小泉さんと議員の研究会をやって、その案を小泉さんの研究会の案にした。その後、小泉内閣がスタートした際に、小泉さんが田中直毅さんを座長にした「郵政三事業の在り方について考える懇談会」に参加することになり、その中でこの案を盛り込み、最終的にこれがいま政府案になって国会で議論している最中ということである。

こういう経緯を詳しく話しているとキリがないので、今日は今回の法案とその評価について絞り込んでお話ししていきたいと思う。

東洋大学教授 松原 聡

5原則で枠組みが決まる

2003年10月に経済財政諮問会議が以下の5原則

(1) 「官から民へ」の実践による経済活性化(活性化原則)

(2) 金融システムや規制改革、財政改革などと整合性の取れた改革(整合性原則)

(3) 国民の利便性に配慮した改革(利便性原則)

(4) 郵便局ネットワークなどの活用(資源活用原則)

(5) 郵政公社の雇用に配慮(配慮原則)を決定した。

この中で、結果的に重要な意味を持ったのは、4番目の郵便局などのネットワークの活用ということである。要するに政府は2003年10月の段階で、郵便局がどんどんつぶれてなくなっていくような改革はしないという方向性を経済財政諮問会議の中で固めていたわけである。したがって、少し極端なことをいえば、郵便局がなくなってしまうのではないかということは反対側の杞憂であり、政府自ら郵便局ネットワークは活用する、それをなくすようなことはしないことを、この段階ではっきりさせていた。

それからもう一点。5番目の「郵政公社の雇用に配慮」という配慮原則だが、要するに特定郵

便局長さんの雇用も、全通などの職員の雇用も政府は配慮すると、はっきりとこの段階で決めていたわけである。つまり、特定局とか全通の不安に対しては、この段階で政府はもう心配する必要はないと言っているわけである。実はこのあたりが、私どもがさきほど 97-98 年頃から考えていた民営化の方向性とずれているわけである。特定局を普通の代理店にして、やる気がある局長は周辺の 10 の局を買収してもいいし、だめなところは当然撤退していってもしかるべきだ。あるいは当然ながら、業務が進む中で、リストラが必要であればリストラをするというのも民営会社の基本であるので、当然そうすべきだと思っていたが、それもしない。だから民営化のスタートの時点で、郵便局のネットワークは当然すべて残す、働く人の雇用は保障するというスキームが確定したということである。

したがって、もしかしたら、小泉さんや竹中さんの頭の中には、ここまで妥協したのだからそんなにもめないのではないか、という思いがあったのかもしれない。しかし、私からすると、この段階でこんなに妥協してしまったのかと思ったわけである。

法案のスキーム

大雑把ではあるが、今回の法案のスキームについてお話したい。まず、持株会社を置き、その下に分割された事業会社がつく。我々が考えた時は、三事業分割だった。なぜ、我々が三事業分割を考えたかという、窓口を持ったり局舎を保有したりするのは、持株会社でいいんじゃないかと考えたからである。持株会社が純粋持株会社にプラスして郵便局などの局舎などを保有して、それを 3 つの事業会社に貸していく形を考えていた。しかし、政府は窓口などのネットワーク会社を独立させて、4 つ並べるという案を作ってきた。正確には、この他に、独立行政法人の郵貯・簡保の旧勘定を担う法人が作られるが、基本的にはこの 4 つ、持株会社を入れると 5 つになる。

竹中さんなどの考えは、郵便局会社と持株株

会社を一緒にすると、そこの力が強くなりすぎる。やはり、持株会社と事業会社との関係なるべく純粋な形にしていきたい。そのためにはネットワークを持つ会社は別にした方がいいということで、私もそれはそれなりの考え方だと思った。

しかし、持株会社の下 4 つの会社は全く同列ではない。持株会社も含めた 5 つの株式会社のうち、3 つは政府が設立した株式会社になる。それぞれが設立の根拠になる法律を持つということなので、昔の言い方でいえば特殊法人、特殊会社になるわけだ。それに対して、郵便貯金銀行と郵便保険会社は、当初の 2007 年 4 月の段階から、設立の根拠になる法律は持たない。つまり、スタート時点において、民間会社になる。全くの民間会社と言ってしまうと、少し言いすぎだが、民間会社に非常に近い形で発足するということである。

この民営化発足時の会社の性格分けは大きな意味を持つ。持株会社、郵便局会社と郵便事業会社は、未来永劫、政府の子会社に置く。それに対して、郵貯と郵便保険会社は、2007 年 4 月から完全民営化の流れの中で設置するということである。つまり、4 つの事業については、政府は明確にこの段階で性格を分けたわけで、郵便局ネットワークと郵便に関しては、ずっと政府が、もっと言葉を強く言えば、未来永劫、政府が関わる、完全民営化しないということである。一方、郵貯と簡保に関しては、最初から完全民営化を前提に、2007 年にスタートさせるということである。

実はこのことが政府の、最初に申し上げた 2003 年 10 月の配慮原則や資源活用原則に非常に強く関わっているわけである。要するに郵便局会社を政府設立の株式会社として未来永劫、要するに政府設立の株式会社なので、設立根拠法による法的な規制もあるし、持株会社による資本による規制もあるわけなので、これは 100% 持ち続けると言っているの、その意味で郵便局に関しては、政府が政府の責任で、維持するということである。だから、国会の質疑とか見

ていると、郵便局はどんどんなくなってしまうのではないかとされているが、それはこういう法律上の枠組みとして担保されているということである。

繰り返しになるが、私はそうではなくて、ここにもちゃんと競争原理を入れるべきだと考えている。ただ、地域の郵便局が完全になくなっていいかどうかは少し疑問であったので、税金とか基金みたいなもので、過疎地の郵便局自体の維持をやってもいいのではないかというぐらいのことまで考えていたが、しかし、そうではない案になった。

それからもう一点。雇用の問題が大きいのは、郵便事業についてである。この事業についても、未来永劫、政府が責任を持って維持するということである。

実は、信書便法が日本郵政公社の発足とともにでき、民間の事業者が郵便事業に参入していいという形になった。要するに、その段階で、郵便が国家独占の事業ではなくなったわけである。しかし、一部のバイク便を除いて、全国で郵便に参入する事業者は現れていない。あれだけ入りたかったヤマトが入らなかったということは、要するに参入障壁がとても高く、入れないということである。もちろん全国に10万本ポストに相当する差出箱を作り、入っているか入っていないかわからないところを、毎日回れということなので、それももちろん経営的に大変だが、私が当時ヤマトの本社から聞いたところによると、それも大変だけど、そのぐらいであればやる。しかし、なによりもヤマトにとって問題なのは、信書便法の主管が総務省だということである。事業計画の認可を敵方の総務大臣に許可を受けなければいけない、事業計画の変更も総務大臣の許可事項となる。宅配便の場合は、主管は国交省だが、届出でいいわけです。

郵便小包と宅配便を比較すれば、クール便にしても往復便にしても、新サービスは全部民間先行だった。あとから慌てて郵パックが追いついていったわけだが、その情報を事業計画の変更ということで敵方に全部事前に曝さなければ

なければならないというのは、民間事業者としてはどうしても我慢できない。これが最大の理由だと言っていた。こうして民間が入らない、実効なき信書便法になった。

それで、私は常識的に、日本郵政公社が分割されて郵便事業会社になるときに、当然その参入規制も緩められるというのが当たり前だと思っていた。実際に、郵便事業会社の方は政府設立とはいえ、株式会社になり、国際業務など経営の自由度は大きく上がる。そうであれば、民業圧迫は間違いなく加速する。そうであれば、民間の信書への参入を自由化し、対等な競争関係を築くべきである。

しかし、「配慮原則」で、非常に早い段階に信書便法案の骨格は見直さない、参入障壁については今のままで行く、要するに入れないうままで行くということになった。これは郵便事業の将来像に対して、日本郵政公社、総務省は大変な危機感を持っていて、要するに競争にさらされたらもうもたない。今のままでも危ないという認識である。そこに配慮したために、民間との競争は事実上無くなった。

しかし、郵便が赤字になるのであれば、まず雇用で調整したり、公社資産を売却するなどの手を最初に打つべきである。東京駅前郵便の集配を行う郵便局を置くなどは愚の骨頂である。東京駅前には、利用者向けの窓口さえあれば十分である。

東京中央郵便局以外にも、全国の駅前の一等地に、多くの中央郵便局が置かれている。、きちんとしたリストラもせずに、郵便が赤字になる可能性が大だから民間参入させない、というのは、民営化の本旨にはずれるといわざるをえない。

このようなスキームになっているので、郵政3事業の中で、郵便局会社を入れると4事業の中で、郵便局と郵便事業に関しては、非常に私としては不満のあるスキームになってしまった。それに対して、郵貯と郵便保険会社に対しては、完全民営化を目指しているの、一定の評価をしていいと今の所思っている。

なぜ、民営化か

ここで、なぜ民営化かについて一言だけは言っておかなければいけない。

まず、日本郵政公社というのは、国営であり、3事業一体であり、国家公務員がやっているの、1985年-87年に民営化された3公社よりも、より公的性格が強い存在である。3公社の場合は、職員の身分は一応は民間人だったし、「国営」でもなかった。

その公社が、それぞれの分野で民間と競合しているわけで、これは道路公団と違う。道路公団は民間とは競合していないので、道路公団の民営化というのは、つまるところは、効率化とか透明化の問題だと思うが、郵政3事業は全部民間と競合しているので、日本郵政公社の存在が民間のマーケットを乱しているということだ。その分、問題が深刻だし、難しいと私は思っている。

さらに問題なのは、3事業とも規模においても民間を凌駕していることである。340兆円もの資金が政府、自治体、独立行政法人へと流れている。やはり、こういう状況というのは、基本的に問題であって、私としては公社の形態を維持しての改革はありえない。国営であり、事業一体であり、規模がめちゃくちゃ大きいということは、やはりどうやったって民営化せざるを得ないだろうということである。

民営化の方法としては、3事業一体のまま地域分割でいいんじゃないかと、議論のバリエーションはいろいろある。ただ、今のままの公社の改革でなんとかなるということだけは、私は常識的に見てありえないと思う。しかし、今なお、それでいいのではないかという説もあるので、あえて、これはここで確認したわけである。

例えば郵貯の規模であるが、郵貯銀行一社で預貯金残高は230兆円。これは民間のメガバンクを全部足して、ようやく同規模となる。簡保も全く同じで、120兆円。日生、第一生命、明治安田、三井住友、全部足して、同規模となる。郵便貯金は世界最大の銀行であり、簡保もあの

日生の3倍の大きさで、それが一緒にやっけて、宅配便までやっている。だから冗談めかしていえば、東京三菱銀行と日本生命と日本通運を合わせて3倍くらいにした事業体だということだ。これを国家公務員がやり、官としての種々の特典を持ってやっているということが、先ほど申し上げた民間のマーケットをありとあらゆるところで乱しているということである。

国際比較をしてみると、アメリカでは郵貯はない。欧州諸国に郵貯があるのは確かだが、その規模、個人の金融資産の中でのウェートを諸外国に比べると日本は圧倒的に高い。フランスでさえ20兆円ぐらい、ドイツで10兆円切っている。イギリスも10兆円ちょっと。個人の金融資産の中のウェートでみると、日本だけが20%ぐらいある。他のほとんどの国、全ての国といってもいいと思うが、10%以下である。ドイツ、イギリス数%、フランスでさえ、6-7%。もし日本の郵貯が、個人金融資産の数%、30-40兆円ほどの規模であれば、種々の政策に先立って行うべき民営化すべきかということ、そうではないと思う。

しかし、郵貯が世界で最大の金融機関であり、民間メガバンク全部足すよりも預金量が多くて、諸外国から見ても大変な規模と個人金融資産におけるウェートを持っている。このことが経済全体にとってマイナスだということである。本来、民間に回るべき資金が、まさに民から官に流れている。こんなことで日本経済の活性化が図れるわけがない。だから、私が郵貯民営化にこだわる理由は、この規模というのは実は意外と大きいのである。

財投債の導入について

2001年4月の財投改革で、民から官への資金の流れの問題は解決したとの説が唱えられることがある。これは、まさに小泉さんが橋本行革の時に厚生大臣として踏ん張ったところだ。1997年末、橋本行革で省庁再編を決めた時に、郵政に関して大モメにもめた。今の公社のスキームは、このとき、中央省庁等改革基本法の中

に盛り込まれたスキームなのだが、その時に郵政事業を、3事業一体、国営、国家公務員の公社にするということになって、小泉さんがカンカンになって辞めるといようにゴネた。小泉さんと橋本さんで直談判して、橋本さんも小泉さんの首を取って他の人を臨時に厚生大臣にということはやりたくなかったわけで、そのときに小泉さんが橋本さんに何を呑ませたかということ、郵貯の財投への強制預託を止めさせ全額自主運用にする、それから、まさに今の信書便法、郵便に民間参入させる、この2点を小泉さんは橋本さんに呑ませて、閣議決定にハンコを押したわけである。

その結果、2001年1月に中央省庁が再編された3ヵ月遅れの2001年の4月に、郵貯の財投への強制預託の制度がなくなった。だから、私なんか郵貯のお金が官に流れちゃっていると言ったときに、郵政改革に反対する先生方や学者は、そうじゃない、強制的に流れる仕組みはもう終わっているじゃないか。2001年4月に終わっちゃったことに対して、なに、ごちゃごちゃ言っているんだ。現在の郵貯に預けたお金が返ってきたら、預託はゼロになるんだ。ゼロになるんだから、そんなことごちゃごちゃ言うな、といっている。

私どもは、特殊法人改革には、兵糧攻め作戦と言って、特殊法人に金が流れないようにするしかない、と考えてきた。だから、郵貯の財投への強制預託がなくなれば、特殊法人にもお金が流れなくなる、だから、特殊法人改革につながる。特殊法人の方は、自分で資金調達しなさい、個々の特殊法人は、自ら財投機関債を出して資金調達しなさい。それがジャンクボンドになってしまうところは存在意義が問われるんですよということだった。

郵貯の強制預託は小泉さんの最後の粘りで廃止となったが、特殊法人の方は、やはり郵貯のお金が流れないと困る状況が続いていたわけで、ここに出てきたアイデアは、私達が絶対にやっちゃいけないと考えていた、「財投債」だった。これは国債と表面上全く変わらない。財投

債で得たお金を国が今までどおり、特殊法人、独立行政法人に配分する仕組みが実はこのときできたわけである。たしかに、郵政改革に反対する人たちが言うように、預託の残高は減っていく。しかし、減った分はちゃんと財投債が増えることによって、トータルな部分は変わらない。結局、郵貯、簡保、それに年金のお金が強制的ではないけれども、財投債を通して流れて行ってしまう仕組みは変わらなかった。

だから、民から官への資金の流れの話はもう終わっているという議論は、私は大変な勉強不足だと思う。財投債を郵貯・簡保が買っている限り、変わらないわけである。もちろん、マーケットで買う分にはいくら買ってもかまわないが、強制的に買わなくても済むような仕組みに変えていかないと本来は改革にはならない。

小泉さんは、橋本行革のときに、内閣の一員として粘りに粘って、国営公社化という改革方針に抵抗して、橋本さんから2点勝ち取った。ひとつがこの財投改革だったわけですが、財投債によって、見事に足をすくわれた。それから、信書の参入も小泉さん自ら信書便法案ががんばって作ったが、ふたを開けてみたら、入れない法律になってしまった。まあ、ここが官僚制度のすごい悪知恵と言ったら失礼ですけども、すごいところである。従って、私は今回の郵政民営化の法案の中で、こういった骨抜きがしっかりと修整されるかどうかを見ているわけである。

3事業分割について

今回の政府のスキームを見た時に、よく4事業分割したなと思う。この骨子が決まったのは04年の9月だが、その時、竹中郵政民営化担当大臣と麻生総務大臣との間では決着が着かずに、最後に小泉さんの超高度な政治判断となった。

実はここに、総務省、日本郵政公社の側の本音がある。民営化は避けられないとしても、どうしても3事業は一体的にやっていきたいのである。総理が政権に着いてすぐスタートした「郵政三事業の在り方を考える懇談会」では、

民営化の3類型を出した。第1類型は3事業一体のままの株式会社化、特殊会社という話だった。総務省（郵政事業庁）は、この第1類型さえ入れれば、他の類型はどうでもいい、何が出てもいいよと言っていた。要するに3事業一体のまま、株式会社になってもいいけど、それが特殊会社として政府のコントロールが効く形、この類型さえ入れれば、あとはどうでもいいと言っていた。

第2類型が今の案である。私が一所懸命がんばって盛り込んだ。第3類型はこれは田中直毅さんとか実は経済同友会などもこの案にこだわっていた。生田総裁も、同友会の中で、この、郵貯・簡保廃止論に近い立場であった。

郵貯・簡保は廃止して、郵便局はナローバンクのような形で残せばいい。これが第3類型だった。ただ、私は第3類型だと結果的に郵便局のネットワークの維持は難しいと思って、第2の方を強く主張した。そういう意味では、第3類型では、職員の雇用などの維持は大変難しくなるはずであった。だから私なんかは全通（現日本郵政公社労働組合）から褒められてもいいはずなのに嫌われている。

しかし、ともかくも、3事業を分割するという筋は通され、さらに郵貯・簡保という金融の部分に関しては、イコール・フットイングを強く意識したスキームになっている。さらに2017年の完全民営化しようとしているわけで、この辺りのところは評価しても良いだろうという評価に立っている。

さて、この郵政民営化法案の、次の大きな山が05年4月4日であった。民営化に反対するグループが最後にどこにこだわっているかという、やはり、郵貯・簡保の2017年の完全民営化が嫌だということだ。ここまで来た以上、最初のスキーム、2007年のスキームは仕方がないと、これはきっと日本郵政公社も総務省も腹をくくっているわけである。しかし、郵貯・簡保の完全民営化だけはどうしても困る。4つの事業を一体的に維持するためには、4事業とも持ち株会社の傘下に置いておきたい。一方、小泉・

竹中さんの側は、郵貯・簡保を持ち株会社から切り離して、完全民営化しない限りは、340兆円の資金を、官から民に流すことにならない。その両者の対立の中で、2017年に完全売却した株を、もういちど買い戻す、といった議論になっているのである。

買戻しについての議論については、民営化法案の骨子の中の文書をそのまま紹介すると、「民営化後の各会社間の株式の持合については、持ち株会社の中でのグループ経営を可能とするため、移行期が終了した後は、特殊会社としての性格を考慮しつつ、経営判断により他の民間金融機関と同様な株式持合いを可能とする」と書いてある。実にわかりにくい、妥協の産物の文章である。

そして、その次に4月27日に自由民主党と政府との合意が成立して、翌28日に法案が閣議決定された。合意といっても大した文章ではなくて、たった4枚紙。ここの部分がどうなったかということ、このようになった。2の口という項目があって、「移行期が終了した後」、これは要するに2017年以降ということで、ここは同じ。「特殊会社としての性格を考慮しつつ、経営判断により他の民間金融機関と同様な株式持合を可能とする」、これは前の文章と同じ。変わったのはその下で、「その結果、株式の連続的保有が生じることを妨げない」という形になった。これが政府与党の合意である。だから、この文章を文言のまま、法律の枠組み自体と見ると、2017年3月31日までに持ち株会社は郵貯会社と簡保会社の全株を売却しなければいけない、これは義務だ。その義務に罰則規定を入れるか入れないかということころは、入れないということになった。なぜ入れないかということ、それは総務省が政府が監督するから、必ずさせる。だから罰則は必要ない。しかし、3月31日に全株を売った後に、もう一度買い戻すことを妨げない。結果的に、瞬間的にゼロになっても、結果的に連続的保有が生じることを妨げないという形になった。ここのところが自民党としての妥協のしどころだったわけで、あいまいといえば、明

確にこの点はいまいだだったということになる。

評価の基準

今回のスキームを見た時に、繰り返しお話ししてきたが、郵便局とか特定局改革とか、郵便事業改革、民間参入ということに関しては、もうだめ。しかし、金融は、さきほどのややこしい妥協が成立したが、まだ望みを持っている。それは、郵政改革の中で、日本経済にとって決定的に重要なのは、金融にあるからである。現在の政治状況の中で、すべてに満足する改革ができないのであれば、こだわるべきは、残念ながら郵便局網でもなく、郵便でもなく、金融だ、ということである。

なぜ金融かということ、官に流れている資金を民に回すこと、そしてその前提、結果として財政再建と、特殊法人改革を進めざるをえないくなるからである。

実は郵貯は、国債の他に財投債を 35 兆円、簡保は 9 兆円買っていて、44 兆円残がある、これがどんどん増え続けているわけである。事実上、強制的に買わされている。だから、結局、郵貯・簡保のお金が官のままに行っているままだから、これが強制的に買わなくてもいいような形に最終的に変わるかどうか、それで 340 兆のお金が官から民に行くかどうかというその一点だけだと思う。それで行かなくなれば、特殊法人改革、独立行政法人改革は進む。まさに、ずっと前から狙っていた兵糧攻め作戦ができるわけだ。それに対して、国債とか財投債に流れてしまえば、結局だめだ。

総務省は郵貯・簡保は国債に関しては Buy and Hold だと明確に言っていた。買うだけでなく買ったん買えば、もう出さない。日銀引き受けに匹敵するような大変な優良な引き受け手だった。郵貯・簡保が、国債や財投債を引き受けるからこそ、財政再建が遅れるし、特殊法人改革も遅れるので、それがなくせるかどうか。なくせれば、事実上、そのときまでに財政再建しなければならなくなるし、特殊法人の方も兵糧攻めが貫徹するという意味で、金融が大事だというこ

とである。また郵貯のお金が民間市場に流れれば、なにしろ 4 大メガバンクと同じだけの資金量を持っているわけなので、全体の金融の改革も進まざるを得ない。だから、構造改革の本丸なんだということになる。郵便をどうするのではなくて、340-350 兆のお金を官から民へ、民間のお金をそのまま民間に流せるようになるかどうかという、この一点に私は最後はかかっていると思う。

郵貯・簡保完全民営化の意義

そのためには、2017 年 3 月までに完全民営化できれば、政府は郵貯・簡保の手持ち国債を売らないでくれと言えない、言う根拠を全く失うわけだから、それから財投債を買ってくれという根拠も全く失うわけだから、これが実現できれば、ここで申し上げた金融改革が、構造改革の本丸としての郵貯改革ができる。しかし、これがなんとか一体のまま行きたいという形になればだめだ。そこが私は境目だと思う。逆に言えば、公社のままで行けるとか国家公務員のままで行けるとは思っていないくても、一体的な経営をやっていききたい、郵貯・簡保が持つ 340 兆の資金を総務省がコントロールの下で置き続けたいということになったら、もうだめだ。そのせめぎあいが、さきほどのわかりにくい文章だと思っている。

国債の引き受け

しかし、2017 年までにはいろいろな課題がある。もしうまく行くとしても、本当に 2017 年に郵貯・簡保が、今既に 150 兆持っているわけですから、それをいつ売り出してもいいよという状況になったときに、日本の国債のマーケットが乱れないのかどうか。それから地域金融どうするのか。これは私はやはり第一地銀というのは事実上の地域独占で改革しなければいけないと思っているから、そういうこともやらなければいけない。また、いま議論が始まったが、政府系金融機関をどうするのか。まあ難しい問題が山積しているわけで、要するに国債買わない

ということは郵貯銀行が民間に直接お金を流すということですから、融資できるのかということである。それから信託とかでやって金利を稼げるのかとかという話になるし、その 350 兆、とりわけ郵貯の 220 兆円は定額郵貯の見直しなどで百数十兆まで減るかもしれない。それでも百数十兆円という日本最大の金融機関だから、そのお金が民間のマーケットに流れた時に、民間の金融はどうなるのかというのが当然残るわけで、解はあるのかということになる。

ちなみに、郵政民営化の議論は始まった後に、郵貯・簡保はものすごい勢いで国債を買い増した。1999 年には郵貯、簡保は 30 兆円未満しかそれぞれ国債を持っていなかった。それが、どんどん増えて、いま郵貯に関しては 100 兆円近く、簡保が 50 兆円、両方合わせると 150 兆円となっている。それから郵貯・簡保の資産の中での国債の持つウェートをみると、郵貯の方のウェートは最初は 10% ぐらいしかなかった、1999 年、2000 年の段階で全郵貯の資産の中で、国債の占めるウェートは 10% だったが、50% 近くになっている。簡保は 2 割ぐらいであったのが、やはり 5 割になってしまった。ですから、民営化の議論は進みながら、その一方で、郵貯・簡保が国債を買い支えないと日本の財政運営ができない状況がどんどんどんどん進んできたわけである。本来であれば、民営化が決まった段階で、それを見越しながら、ウェートが落ちて行かなければいけないのに、ものすごい率でこれが上がったわけである。これを何とかしない限り、完全民営化はありえないわけだから、財政再建は本当にできるのかということである。

郵貯の地域分割と政府系金融機関の地域別再編成

若干、私の個人的なアイデアを申し上げると、やはり郵貯は地域分割しなければならない。ようやく、メガバンクを 3 つ、4 つに再編したときに、また 150 兆から 200 兆のメガバンクを作ってどうするのか。いまの日本の金融をみると、一県一行の地銀のあとはもう都銀なので、広域な地方銀行というのではない。これはやはり

旧大蔵省の護送船団方式がいけなかったわけで、地銀同士喧嘩させないように自分の県の外は支店を出してはいけないという馬鹿な規制をやってきた結果、47 都道府県にほぼ一県一行第一地銀があって、それが県の指定金融機関になっている。

競争メカニズムが働いているかというのは合併とかが進むかどうかみれば一目瞭然である。金融についてみれば、都銀に関しては、10 いくつあったのが 3 つ、4 つになっており、これはやっぱり競争メカニズムが働いたと見るべきだ。それから信金・信組を見ても、数はものすごく減っている。合併が進んでいるわけである。それに対して、地銀が全く進んでいない。やっぱり、これがいかに一県一行の独占企業かということだ。

私はこういった日本の民間の金融のあり方を踏まえてみると、郵貯を広域に地域分割すべきだと考えている。たとえば、四国郵貯ができれば四国全体を見る金融機関がはじめてできることになる。日本全部をみる郵貯銀行ができて何も面白くない。しかし法案ではこれは新会社の経営判断に任せるということで、事実上見送られたということである。この点は、大問題だと思っている。

私は政府系金融機関との一緒に改革しろというアイデアをずっと出していた。郵貯は資金を集めるだけの金融機関であった。一方、政府系金融機関は資金を貸すだけの金融機関である。両者を別に改革しても意味はない。公的金融の入り口の郵貯と、出口の政府系金融機関は、両者民営化するとともに、一体化するのが当然ではないか。

私の大体の試算だが、北海道では郵貯の残高が 9 兆円で、政府系金融機関の貸し出し残高は 6 兆円。例えば、九州・沖縄を見ると、23 兆円に対して 14 兆円。だからこれをくっつけて、そういう会社を作れば、中小企業金融も国民生活金融公庫もあるわけなので、一定の融資能力は身につく。当然、この差額は銀行でも貸しきれなくて国債買っているわけなので、そうしても構

わない。

民主党の問題

それで、最後は民主党です。ここがしっかりしていれば、もっともっといろいろなことが変わった。実は唯一褒められるのは、2004年7月の参議院選挙のマニフェストで、郵便に対する民間企業の参入を大胆に進めるというのをマニフェストで書いている。これはやはり自民党の信書便法案の一番弱い所を民主党は突いていた。

05年3月30日の民主党のネクストキャビネットの閣議決定を見ると、郵政改革については、郵便への参入については、なぜか消滅していて、唯一残っているのが、郵貯規模の縮小であった。

しかし、民営化の問題は先送りにして、まず郵貯規模の縮小というのは、どう考えてもおかしい。そのためには、限度額1000万円を500万円に下ろしていこうということだ。規模を下げていったら、絶対に雇用を維持なんてできなくなる。民主党の支持母体である郵政の労組が、こういった案を納得したとは到底思えない。

そういう意味では、規模についてはマーケットに任せて、民営化して、イコールフットイングをやっていけばいいんだという自民案の方が、よっぽど労組のためでもあると思う。

さらに問題なのは、規模を下げたら、地方の人はいま1000万預けられるわけだが、500万しか預けられなくなれば、地方の人に対するサービスの悪化ではないか。また、エコノミストの中には規模も下げるし、金利も下げて調整すればいいなんて人もいるが、そしたら、田舎の人

コメント

松原さん、どうもご苦労さま。よく議論をしている間柄だから、そう違和感なく聞きしました。実は予めメモを作っていたが、松原さんからレジュメをいただいたので、それに合わせて若干修正したものをお手元に配っている。

政治の争いというよりは役所の争い

は安い金利でしかお金を預けられなくなるんじゃないか、ということに対して答えられない。

この郵政改革について、しっかりとした対案を出せなかった民主党は、その政権担当能力に大きな疑問符がついたといわざるをえないだろう。

総合評価

最後に、この政府案をどう総合的に評価するかを述べたい。繰り返し述べた340兆円の資金を官から民へ戻すことが今回の郵政改革の最大の目標だとすると、政府の法案の中に、2017年以降の、要するに切り離れた後はこういうことだと書いてある。郵貯銀行、郵便保険会社に関しては、「一般の商法会社」であり、銀行法、保険業法が一般に適用される金融関連法令に基づき業務を行うと明確になっている。さきほど申し上げたように、わかりにくい文言で、資本関係が維持されるかもしれないとなっているが、しかし法律の基本的なスキームはここであって、2017年4月までに一般の商法会社にする。それから銀行法、保険業法を全面適用とこういう形になっている。そうであれば、手持ちの国債売らなくてくれとか、財投債引き続き買ってくれ、ということをして政府が郵貯銀行、郵便保険会社に圧力をかけることは基本的にできないことになる。もし、ここが維持されれば、私はぎりぎりの合格点をあげていいのかなという評価だということである。

拓殖大学教授 田中 一昭

まずここに書いていないことを先に申し上げたい。実は、一見自民党の中の争いに見えるが、そうではない。ポイントのひとつは、今のスキーム、法案のスキームにすると、旧郵政省の仕事は郵便だけになってしまうことだ。実は郵政省というのは、選挙の時は、小泉さんを除いて、

歴代の、何十年前の大臣、政務次官を組織挙げて応援してきた。逓信委員会の委員は与野党問わずサポートしてきた。だから逓信委員会というのは大変オトナの委員会である。松原さんも何回も力説されたように、金融は郵貯も保険も金融庁に行ってしまう。郵便は残る。しかし、郵便でも宅配便は国土交通省だから国土交通省に行くかもしれない。つまり、総務省は裸になってしまう。このような根っこの問題があるということを誰も言わないけれども、それで、松井さんたち 2 人は左遷されたけれど、一所懸命、総理に見えるぐらいだから、ほんとに一所懸命、全国に指令して議員さんたちに知恵をつけていたようだ。それが表面上はいかにも政治の争いのように見えているということである。

ポイントの 2 つ目は、竹中さんが振りつけた、松原さんも側面からだいぶ振付けられたかもしれないが、今回のスキームで最大のねらいとされている、官から民への資金の流れは変わるかという問題だ。松原さんは、国債や財投債を郵貯・簡保が買っていた、財投債だけで 44 兆円にもなるというお話をされたが、それは財務省が強制的に買わせたのか、お願いして買ってもらったのか。今は会社だからいずれにしてもやりやすい。しかも、仮に強制しないにしても素人集団だから、運用はそうする以外に手がない。あれほど大量の金を運用するのに一番楽な方法が国債と財投債の購入である。そこで、今度の改革で、官から民へお金の流れを変えるという最大の問題が解決できるかということ、全く出来ないだろうというのが私の結論だ。それは全国から集めたお金はやっぱりそれぞれ一社である金融株式会社とか保険会社に集まるわけなので、この集団が運用の先を考えるとすれば、財務省から頼まれなくても、国債と財投債しか手がない。だから、いまと少しも変わらないということである。そこが非常に問題なので、それをやるために、竹中さんは民営化するんだ、こんどの法案を用意したんだとおっしゃるけども、あまり論理的ではない。現実を無視した話ではないかというのが第一の問題点である。

公正な競争の欠落

もうひとつは、民営化すると活性化するというが、本当かというのが二つめの問題である。法案へのプロセスのところで、民営化の 5 原則を挙げているが、民営化 5 原則というのは、厳密に考えれば相互に矛盾する。物事には主と従があり、民営化で何が大事かということだけを言えばいいのだ。例えば雇用をどうするかという話は当然ついて回る話だし、活性化というのは、本当の民営化をすれば活性化するはずなんで、わざわざ言うまでもない。そこをいうのが、竹中さんらしいなと思う。大げさに原則、原則って、法案を作るときも 3 原則って言っていたね、ああいうのが好きなんですね。好きなのはいいけど、国民を惑わす。何が重要なかをわからなくしてしまうところがある。

むしろ、ここで言われていないことが重要なので、たとえば、公正な競争ということはひとつも言っていない。イコールフットイングというのは 2004 年 9 月の「郵政民営化の基本方針」では言っている。イコールフットイングというのは、民と同じ立場になるということだが、法案は基本方針で言っていることを守っていない。なぜイコールフットイングなのかといえば、公正な競争をさせるためである。かくも巨大な保険会社、さきほどおっしゃったように生命保険でいえば日生の 2 倍、あるいは 5 つの都市銀行を合わせたほどの銀行を作ることになる。これをもって、公正な競争ができるのか。何のための民営化かということ公正な競争をさせるためだ。こういう基本のところ、民営化の原則を踏み外した議論になっているのではないかというのが、私の一見したときの問題点である。

3 事業一体で地域分割

もうひとつ、議論の俎上に載らなかった「三事業一体での地域分割」についてだが、これも再三松原さんがいわれたが、まず機能分割をする。私もわかりますが、電電公社は機能分割して良かったかなというのが反省点だ。むしろ、固定電話と移動電話を一緒にした分割もあって

もよかったな、そうしたら変わったものができるかもわからない、という反省もしているところで、そうしたことから考えると、既存の会社にはそうしたものがない、銀行で宅急便をやっているところはないからだめだということだが、今までないからやってはならないということにはならない。郵便と貯金と保険があれほど分かれるのが嫌だ嫌だと言っているのなら一緒にいいよ、しかし分割するよと。

さっき、松原さんは、貯金だけについて地域分割するといわれた。三事業一体で、かつ分割でなぜいけないか。これはみんなわかっている。分かっているが言いえない。竹中さんは機能分割と言っているけども、三事業一体でやったらなぜいけないか。彼によれば、なぜ機能分割かと言えば、貯金で稼いだ金を郵便の方にまわすおそれがある。郵便は今後どんどん赤字になる、それでなくても手紙離れしているし、メールをやっている連中は、もう郵便は使わない。どんどん、郵便が減っていく。だから、赤字になる。竹中さんに言わせれば、三位一体では内部補助をする恐れがあるから機能分割して、そこを厳密にリスクヘッジしなければならないと。

今日は鈴木良男さんも見えておられますが、かつては我々の心配は逆だった。郵便は独占だった。郵貯が定額預金のような、民間ではできない商品をお売ることができるのは、赤字になれば郵便料金でヘッジしている、つまり郵便料金を上げれば、あれは独占価格ですから、郵便でカバーできる。こっちのほうが問題だった。そこで私たちは三事業の区分経理をきちんとやらせることにした。いまではちゃんとやっていると称している。

郵便の先行きを懸念して、こんどは逆に、貯金で稼いだものが郵便に行っちゃうから心配だと竹中さんは言うわけです。しかし、もし公正な競争をする金融機関であるならば、そんなことしていたら金融機関としてもたなくなる。それを心配するのなら、今までもおかしいということになるが、それは政府は口が裂けても言いえないことだ。今まではでたらめを言っていたと、

政府自らが認める話になるからだ。

一方、自民党内の反対派は、それほど機能分割が嫌なら三事業一体ということ言えばいい。それが言いえない。

つまり、両方とも分かっているから、こういうことをいうとやぶへびになることを恐れているのだ。どうしてやぶへびになるかというといま、反対派は三事業一体、三事業一体と言っているのは全国規模での一体を言っている。これを地域分割することは嫌がる。それぞれ JR みたいに分けられたくない。しかし分けなくて三事業一体なら、今の公社と変わるところがない。旧郵政省は全く同じままでありたいと思うだろうけれど、そうではなくて、一步退いて、地域分割したならば、彼らの言うとおりになるんじゃないかということがひとつ。

もうひとつは、竹中さんや小泉さんの機能分割というのは、まさに財務省の作戦だということだ。それを飲み込んでいる。このふたりは独自の議論をしているみたいだけど、結局は、利口な財務省が機能分割論を言わせているに違いない。分割しているように見えながら、機能分割だから、結局は今までの資金の流れと変わらない。それを見ればわかるじゃないかと、謎解きができる。2017 年までに分割したくないというのは、さっき、松原さんの解説にあったたけれども、郵貯会社の地域分割は新しい経営者の判断に任せるといって、電電の場合も同じことだった。鈴木さんがここにおられるが、あの大会社の社長になって、誰が分割したいと思うか。それが電電公社を NTT にするときの鈴木さんの言葉だったけれど、誰が 30 万人の社長でウハウハしているのに、分ける馬鹿がおるか。そういう話をもう一度やろうとしている。簡保でも同じことである。

私は賛成とか反対とかでなく、加藤寛先生の言い方をもう少しわかりやすく言えば、地域分割を考えてもいいというのは、いまのような背景もあるが、やっぱり全国一本で集めないで、たとえば、九州で集めたお金を九州で使うようにすれば、自分達の会社だと地元も思うだろう

し、本人たちもそう思って地域の経済のために使おうとするのではないか。さっき地銀の話も出たが、その通りだと思し、地方分権にもかなう考え方であると思う。地域と密着した会社になるのではないか。

今のスキームで機能分割すると、それぞれ業務を委託することになる。窓口会社に委託する。受託と委託の関係になる。そうすると、受託するほうは、所詮、人の仕事となる。三事業一体なら自分の会社となる。どこの郵便局も、自分の会社。でも、受託する方は、受託料をいくらにするかわからないが、地域で恐らくあんまり変えないだろう。自分の会社であれば一所懸命働くだろうし、儲けようとする、仕事を取ろうとする。働くインセンティブの問題があると思う。

道路公団改革よりマシ

法案のスキームだが、道路関係四公団の民営化のときに、私は驚いた。世の中の人ってというのはわかっているようで、けっこうわかっていないということだ。なんでお前辞めたのか、残っている人の議論が正しいみたいに見えるじゃないかなんてことを、かなりの人に言われる。それから、意見（答申）を100%法律に盛り込まないから辞めるといえるのはおかしいじゃないか、わたしは猪瀬さんを尊敬しますと、大宅さんが深夜にNHKで言っておったらしい。100%守らないから反対したわけではないが、世間というのはなかなか理解してくれない。

というのは、一言で言って、道路の場合と違って、今回の場合はそれでも救いがあると思っている。株式会社としての基本は踏まえており、まあまあ後日直す余地がある。道路の場合は、中と東と西とに分けますが、98%は高速道路の料金収入である。その料金には利潤を含まない、含めてはいけないということになっている。つまり儲けはない。そういう株式会社を上場すると言っているから、そんな会社はまともな会社とは言えず、上場できませんと言っている。私たちは、適正な利潤を料金に含めるべきだとい

っている。今の郵政事業では、そういう馬鹿な問題はない。先ほど申し上げたように問題はいろいろあるが、道路の場合と基本的な点で違うということと、担当大臣が、やっぱり竹中さんは学者ですから、理論的に変節できない。もし今後政治家として、さっき松原さんの話では政治センスも素晴らしいようですけれども、だからずっと政治家をやり学者に戻らない方がいいかもわからないが、もし学者に戻るのであれば、説を曲げれば、学者として生きていけない。政治家なら、あれは政治だよと言っておけば済むが、それがあつだけ、やっぱり間違っていようとなんだらうと、彼は説を曲げない。そこが石原伸晃氏との違いだ。担当大臣の姿勢が基本的に違う。

レジュメに書いている電電の失敗の話はした。金融改革になるかという話も、すでに申し上げた。郵便法の改正を置き去りにというのは、信書法を全面的に改正すべき、民間参入をみんなやらせて、特殊な郵便がいろいろあるけれども、他の分野においてみられるように民間（人）に、義務付ければいくらでもやれる話だ。だから、全く、これは旧郵政省が既得権を失いたくないと言っているに過ぎない問題。

それで3番目。すでに申し上げたが、金の流れが官から民へとなるのかならないのか、私は今のままではならないと思う。やぶへびになるという話はさきほど申し上げた。

ふがない民主党

民主党の話。民主党は、党内事情からか代案を出さず、結局、公社のまま改革するというのだが、公社というのはだめだということを、私たちは臨調で土光臨調で言ってきたはずである。だからよく言うように、ほんとに自民党だけが歴史に学ばない、経験に学ばないと思っていたけども、民主党はなお学ばない、限度額を減らせというが、これは松原さんのいうとおりで、田舎ではこれを青天井にしてほしい、他に金融機関がないんだから、普通に考えれば青天井にしてくださいということだ。簡保は審査があつ

てもいいから、大きいお金にしてほしい。これが普通の考え方である。実は、話が飛ぶように感じるが、いま市町村合併しているが、明治のときは、歩いて30分以内で合併した。歩いて30分以内でひとつの村、町。昭和の合併のころ28年-30年頃、これは自転車で30分だった。いまや、自動車で30分ということである。高速道路問題で全国を行脚したときに、どこに行っても殴られたのは、とにかく不便だと、病院に行くにしてもなんにしても高速道路を作れと、そうしないと地域が開発できないということであった。だったら、郵便局も自動車で30分ぐらいで行けるところにあればいい。ほんとに、年寄りがどうのこうのと言うなら、市町村が過疎にならないようにすることのほうが、郵便局よりもよっぽど大事であって、郵便局を維持することが少子化・高齢化の歯止めになるんですかと、道路の時に言っていた。道路作りましょう、道路作るなら、郵便局なんかひとつの市町村にひとつあればいいという話になれば、どんどん合理化していけばいい。車で30分、それから青天井にしましょうと。青天井というのは1000万の限度額を取っ払うこと。民主党はこれを下げるといふ。下げる問題というの、松原さんがさきほどご指摘になったとおりである。むしろ、

質疑応答

松原 2点。ひとつは、今回の2007年ないしは2017年の改革を含めて、資金が官から民に回るかどうかというところで、私も同じように不安に思っているのは、要するに資金を回すということは、与信して、ちゃんと戻ってこないといけなわけだから、その能力が不安だからこそ、政府系金融機関とくっつけて、その助けを借りなければいけないんじゃないのという案を出した。その点については、全く同じ懸念を持っているが、その一方で、実はこれは公社のままでいいという人への反論にもつながるのだが、今は、調達金利がゼロに近い。ただ、世界中、主要国、どんな国を見ても、だいたい3年から5

上げるのが常識である。だから、何も2017年を待ってからではなくて、2007年に民営化するのであれば、旧勘定は旧勘定として、新しく貯金をする人は、預金保険機構で担保することにし、最初から天井もないようにして、税金もかけていく。一般の会社と同じようにしていくということがなぜ悪いかという問題を改めて議論する必要があるのではないかと思う。

それで、今選挙すればどうなるか。私は小泉さんは選挙したほうがいいと思う。大勝ちする。民主党は、それこそ何言っているかわげわからない。それから自民党の中でも反対者は選挙で公認せず、好きなやつだけを公認すればいい。だから小泉さんにとってチャンスだ。選挙したくてしょうがないのではないか。そうしたら来年9月に辞めず、それこそ民営化を2017年とはいわず、早くやればいい。靖国でがんばっているのも、靖国で引けば郵政民営化に影響する。だから、ここで何としても頑固な所を見せておかないと改革の姿勢が問われるというのが、今の状況ではないか。そういう意味でも、いま選挙したほうが一番、私は小泉にとってはチャンスである。自民党内の掃除もできるし、それから民主党をたたきつぶすこともできる。

年くらいの定期預金、定期性預金の金利と国債金利とは一緒だから、国債中心の運用で、定期預金、定額貯金に相当する預金の金利を稼げるわけがない。だから、公社のままでいったって、だめだし、国債とかそれを中心に運用していて、いまの定額のような金利を払うようなことも困難。だから、逆にそっちの方から、なんとか稼げなければいかんというインセンティブが働けばいいと思う。とりわけ今の公社法では、運用先が原則、国債とか地方債等に限定されているが、少なくとも2007年にこれが広がるから、投資信託ぐらいから始めてという形で、これはやらざるをえないんじゃないかというのがひとつ。

もう一点、地域分割というのは、郵貯の地域分割に関しては私は大賛成。それで、問題は三事業一体のままでいけるかどうかだ。竹中さんと議論したとき、リスク遮断と彼は言っていました。私は、やはりイコールフットイングをすると、逆に郵貯がいままでだめだよと言っていたのは、税金も払っていない、預金保険料も払っていない、と言っていたわけだから、逆に預金保険機構に入るという時に、三事業一体会社では、いくら会計分離をしても無理だろうと私は思っている。だから、簡保が郵便保険会社として、生命保険社保護機構に入るためには、やはり独立した会社にならないと、それは保険業法の方から見ても無理だと思う。郵貯も預金保護制度の方から見ても、分離しないと無理だ。だから、ここはちょっと田中さんと意見が違ってもいいが、私は会社は機能分割して、その上で地域分割してくださいと言っている。逆にその議論したときに、郵便なんかは全国一体のほうがきっと良い。そういうことも含めて、私の頭の中にあるイメージは郵便会社は完全民営化して全国一緒とか、郵便局会社は地域分割、郵貯は絶対地域分割すべし、簡保は全国 10 に分ける必要があるかということはないかもしれないとか、ただ簡保は規模の問題だけだろう。公正な競争ができるような範囲まで分割すればいい。そうすると、これは当初からの 1997 - 1998 年からの私のイメージだが、郵便は全国一社、郵貯は道州制に相当する 8 から 11、簡保は日生と同じぐらいだから 3・4 分割していいんじゃないかというイメージである。

賀来景英（大和総研副理事長） 最初にお話の中で、郵政問題の核心は金融問題だというのは全く賛成。信書の問題は、日本の国の全体を変えるような問題ではない、しかし、そのことは賛成であると申し上げた上で、いくつか疑問とコメントを申し上げたい。

まず、私は今回の金融面での改革は、かなりやばいと思っている。というのも、私は郵貯の本質というのは国家保証である、国家保証の付

く金融商品の提供が郵貯の本質だと思っている。そうすると、数%にせよ資本関係が残るとすると、日本の国民性を考えると、インプリシット（暗黙）な政府保証があると観念されるだろう。だから、本質と考える郵貯の問題は、解決されないかもしれない。しかも、多くの人が心配するようにそこでかえって業務が拡大されるとすると、もっと悪くなるというリスクも無視はできない。それが第一。

それから第二に、官から民へとおっしゃるけども、私はこれは郵貯、貯金システムの問題ではないと思う。日本の IS バランス、マネーフローの問題で、今奇妙な IS バランスになっていて、企業部門が家計部門以上の最大の資金余剰部門である。そしてここから金が政府と海外に流れるというマネーフローであって、これは金融システムのゆえではない。もちろん、言われるように安くファイナンスできるから財政規律が緩むというのはあるかもしれない。しかし、基本はやはり、社会保障の効率化あるいはカットということ叱られるからできない、増税もできない、公務員も減らせない、そういう問題であって、別に郵貯システムを変えたから、マネーフローが変わるとは思えない。私は、本当は郵貯民営化というのは、はなはだ矛盾した腰の抜けた議論であって、さっき、私が言った本質から言っても郵貯は廃止しかないと思っているが、仮に廃止した場合、なにが一番起こりそうかといえば、それは大体どっかの銀行に少しずつ吸収されていって、銀行預金が増えて、それで銀行が国債を買うというのが一番ありそうなことで、従って、お金の流れは変わらない。郵貯を介在・経由しないというだけである。だから、私は念のため、申し上げておくけれども、郵貯廃止論ですし、ないほうがいいが、それがその分、金の流れが変わるなんてことは全然ならない。問題は別であると、考えた方がいいと思う。

三番目は、二番目と関連するし、今も出たことだけでも、郵貯の民営化というのは、私から言えば定義矛盾。政府保証があるものが郵貯なのに、それを民営化するというのは、発想がい

かにいい加減かということがわかる。そこで民営化だが、その場合、国債を買うのはけしからんとおっしゃるけれども、では、どうするのか。買わざるをえない。銀行もまた国債保有をものすごく増やしている。それは日本の金融システム以前の日本のカネの、あるいはISバランスの問題だ。政府が財政の規律がなく、民間企業に元気がないというそれだけの問題なのだが、そのとき郵貯は民営化されて、国債を買わないほうがいいだろうが、しかし民間市場で資金運用する能力はあるのか。そこを、いったい、どのように考えるのか。

だから、もうひとつの望ましい方向は、うまくいなくて、だんだんに縮小して、時間をかけて事実上の廃止に追い込まれるというのが私の考える望ましいシナリオだが、そうにはならず、ネットワークも確保するとうたわれているし、そこでは、それは政府の変な基金もできるよだから、そこはやはり政府が金を入れて悪くなる。それがもうひとつ、かなりある悪くなるシナリオ。どんどんどんどん不良債権が郵貯銀行に発生するというのが、国債を買うのは良くないと言われる方々がおっしゃっていることが起きたときにありそうなシナリオだ。だから本当は郵貯をばらしてしまっ、まがりなりにもひとがいる銀行に少しずつ金が流れるようにしたほうが本当はいい。そういうことをしないで、分割もちろんいいけれども、分割しても未経験のひとたちが残る。分割しても相当でかい銀行になる。それをどのように考えるのか。そうするとまたそこで政府の補助で、何らかの補助で人を送り込むなんていうことも予想される。そういうことを考えていくと、かなり暗澹たる思いがする。

松原 政府出資が数%残ることで、結果的に国家保証が付くのではないかという問題については、今の段階でそのことはその通りだと思っている。逆にそうせざるをえない、今の日本の政治状況が悪いと思う。日本の民度の問題だ。それで逆に 2017 年で、あるいはその前後で、それ

をさあやろうというときに、そんなことは絶対に許さないと言うような政治状況ができていないと所詮はだめなんだということ。そこは全く同じだ。

ひとつ今回触れなかったのは基金の話で、郵貯銀行だけがその基金を受けると、結果的に、郵貯銀行は完全な民間銀行にはならない。で、私が考えているのは、貢献基金から、ある田舎の郵便局にその金融機能を残したいというのであれば、一般競争入札すべきだと。そこに農協と信用組合、信金、そして郵貯銀行、もしかしたら地銀も出てくるかもしれないと、そこで一番年間安いところにやらせなさいと。そうすると、結果的に金融機能は残るけども、その受け手は郵貯銀行とは限らないという形にしないとだめだということです。

それから、国債についてであるが、ここは意見が違ってもいいが、改革の意味があると思っているのは、銀行もおっしゃる通り、都銀だけで 100 兆円ぐらい買っている。それから郵貯が、いま申し上げたように 100 兆円近く買っている、しかし、その持ち方は決定的に違う。銀行は短期保有だから、一年ぐらいで売ったり買ったりする。だから、銀行が持っている国債というのは、マーケットの上に乗っていると考えている。それに対して、今のスキームでは、郵貯が持っているのは、Buy and Hold でそのままだから、まったくそれはマーケットから落ちている。その意味で、その同じ国債買うしかないじゃないかといっても、今のような Buy and Hold の買い方と今の銀行のような買い方と、全然、政府に対するプレッシャーとか、国債マーケットに対するプレッシャーは、私は変わると思う。所詮国債買うしかないんじゃないかと言っても、買い方が今の政府と今の郵貯と銀行とでは、だいぶ違うという認識である。

屋山太郎（政治評論家） だいたい今までの民営化は、特殊会社にして株をどんどん売って、完全民営化とした。郵政事業は 2017 年にいきなり民営化で、それで業法を適用するとい

う話になっているんだけど、傘下に入っている間に業務は、どういう形でやるのか？

松原 2007年の民営化の第一段階で、基本的に郵貯法と簡保法は廃止で、それで銀行法などの適用を受けるが、しかし、移行期はいくつかの銀行法と保険業法の中に特例を設けるというスキームになっていて、2017年の段階で、その特例部分を廃止して、完全に業法に入る。それから、ここは政府案の私はちょっと褒めたいところで、その途中でも、政府が全株売却したその瞬間に特例も消える。2017年じゃなくても、売却した瞬間あるいは政府が株を持っていても特例を廃止するとした段階で廃止する。でも、どんなことがあっても2017年で、完全に売却した段階で特例も消えると、だから、移行期は銀行法と保険業法の特例として対応していくと、こういうスキームである。

鈴木良男（旭リサーチセンター会長） 以前に国民会議でペーパーをまとめたときは、松原さんの強いご主張もあったから、事業分割して地域分割というのにしたのだが、私が臨調のときに一番最初に書いたのは、三事業一体分割で、この考えは今でも変わっていない。さっき田中さんが言われたのと全く同じということである。ちなみに私が一番嫌いなのは上下分割という考えで、道路公団はその意味で上下分割をやったがゆえに反対で、だめだったというふう考えている。

松原さんは預金保険機構に入るには事業分割ということをおっしゃったけど、これは大変テクニカルな問題であって、それが預金者に迷惑をかけないという手法を別途、そういう基準をきちっと作ればいいことである。事業というものを眺めていると、やっぱり3つを一緒にして、そして地域でいくつかに分けるのがいい。ちょうど、この問題に入るときに、総合規制改革会議でこの議論をやるのかと言って、本間さんだとかと話をしたんだけど、小泉さんは自分でやるからあんまりお前ら触れてくれるなというわ

けで、やらなかった。そのときにも、さっきのクビになった人たちもすぐにやってきて、なんのかんのかと言ったけど、私は地域分割をやっぱりやって、ついでに、ぜひぜひ東京の社長におなりなさいと勧めたことがある。まあ、それはそれとして、電電との対比をさっき田中さんがおっしゃったけども、電電はこれは地域分割をしなかったというのが失敗。地域分割をしなかったために、その責めがあるから、競争体として認められないからというので、非対称規制をわれわれかけた。本来はどんどん素養を發揮して立派なビジネスにすれば良かったものを、いたずらに大きさにこだわったために、だからそういうことをするのを抑えられた。電電というのはヘビー級のチャンピオンであったものが、NCCというワンランドボクサーと一緒に喧嘩をやって、一発で殴り倒せるのだけど、それだとお客がブーイングするからということで、コーナーのところを押さえてなぐったふりをするという格好をした。またはさせられた。その結果、どうなったかといえば、今となってみると、他のNCC、ワンランドボクサーというのが育ってきて、そして電電自体が弱体化している。これが電電のミステイクだったわけで、分けてやっておきさえすれば、良かったんじゃないかと思う。

いずれにしても、とりとめもないことをいってしょうがないけれども、信書云々の問題で郵政省は言うけど、一番われわれが生活感覚で考えるという、ポストに入れるほど、嫌な感覚がするものはない。あれ、本当に着くのか着かないのか、全く疑わしい。けども、明治以来、官であれば間違わずというのが基本で、そのポストに入れたら必ず着くと、着かなければ、お前が入れなかったんだと、こういう発想でやっていらっしゃるけれども、だから、郵便を、信書をポスト主義で独占されるのは、非常に迷惑かといって書留にするのはオーバーだし、それで宅配便の領収書ももらってやるのが一番確実なことになる。

そうだけでも、しかし、日経新聞の人に言っ

ただけども、とにかくこれはわれわれ、こういうことをやっているものから見ると、最初に目に付いて、最後まで目に付くのが、郵政省というのが国営でやるということで、これがどうしても目に付く。うちの女房なんかは、なぜお父さんそんなことに一生懸命になるのか。便利だし、簡保のお金は集めにきてくれるしということで、私にはさっぱりわからんというけれども、そういう点はある程度あるけれども、基本的には自由経済の中で、ああいうものが独占してある、お金の面のコントロールをやっておるといのが、われわれとしては問題だと思う。しかし、今回の改革は、一歩進みだすということならば、私はこれはやっぱり必要なことだと思う。かなり歪なところもあるが、道路公団ほどひどくはないし、とにかく踏み出して、おかしいところというのは、これからどんどん改めていくというのが本筋ではないかなと、私は思っている。

竹中一雄（エコノミスト） 松原さん、大変ご苦勞様だったんだけど、どうも、あんまり建設的な意見をいう気持ちがどうしても起こらない。どうも、話し出せば長くなるから、それで終わります。なんかね、私が考えていた官から民へといっても、自由な競争、規制緩和といっても、本来、アダムスミスが考えていた自由競争とはるかに違うものになってきているし、それからハイエクが考えている自由競争とも非常に違っている。まさしくさきほどおっしゃった民度の問題といえればこれはどうしようもないんだけど、何も郵政の問題だけではなくて、イラク問題にしても靖国問題にしても、みんな民度が関わってくる問題で、それでちょっと建設的な意見がいいにくいんで、いまのところ、それだけでやめておきます。

得本輝人（国際労働財団理事長） 頭の中の整理をしていただいて、ありがとうございました。ちょっと、民主党のこともさっぱり訳がわからない。今後、どうなるのかわからないというこ

とで、反対するという態度が、私は問題だと思うが、ただ、やっぱり、今おっしゃった基本の方向が政令等々で、外部がいろいろな形で指をつつつく形で変わってくる危険性というのは、だいぶあるように思う。テクニカルな側面もあるけども、いま民主党は基本的な考え方がきちっと定まっていないということで、当面のことを言っていますが、それについてもだいぶあいまいなことがある。

松原 法律自体に、あいまいなところがあるし、問題も大きい。細かいことでいけば、7000局はその社会貢献基金の対象にして、残りは違うと云って、そんなことの根拠だって明確ではない。だから、私がもし野党の立場にあつたら、もう好きなだけ批判はできる。もう全くおっしゃる通りだと思う。民主党がいま、何が問題かという、これは田中さんがいわれたように、明確な対案を出せないことだ。これだけの大きな改革だから、もう文句はいくらでもあるわけで、文句だけ言っていると、自民党の守旧派と同じだ。だから、しっかりとした対案に基づいて、こういう風に改革すると言えればいいのに、自分たちが国家公務員のままでいい、それをいじらないでいいと、あと限度額を減らすみたいなことを言っていて、政府案に文句言つたって、説得力は残念ながらない。だから、そういう意味では民主党もしっかりとした対案を出すことが必要。民主党がだめな理由は、元気だった松沢成文や中田宏が外に出ちゃったわけですから、彼らがいてもっとしっかりした案が出れば、これは逆に民主党の方が解散しかけて勝てたかもしれない。

もし、今の法律が通れば、労組や特定局の集票力もすごいけれど、もうそんなの民営化してしまえば、彼らも選挙やる意味なくなるので、そうすると、民度も変わってくるかなと思う。今の法案に問題があるのは、もう、おっしゃる通りで、だけど、しっかりとした対案を出せない人が文句言つたって、説得力はないだろう。

司会 ありがとうございます。まあ、政治的にはそういう意味で成果があるようだけでも、金融面では、ほとんど、どういうことになるのか。僕はなんとなく感じとしては、さっき、賀来さんが言われたのと似たような心配をもっている。これはまあしかし、まだ少し時間もありますし、法案が通った段階で少しまとめた意見をわれわれとして言うか、あるいは少し状況を見て言うか。今の法案が YES か NO かというんじゃないで、さらにフォローしていくということでもやるしかないのかなと思う。

とくに地域分割が完全に抜け落ちているし、それがリーディング・プリンシプルになっていないというところが今回の改革の面白くないところだと個人的には思いますが、予定の時間を過ぎておりますが、最後何か一言だけ言っておきたいというのはございますか。

柳川素美代（生活福祉ネットワーク） 地方の人と仕事をしようとする、そこの地銀を使ってくれと言われるが、送金や何かに費用がかかったり不便だったりして難渋する。そうなるとやっぱり郵便局と言うことになってしまう。郵貯が民営化されるとこれがどう変わるのか。

松原 今、郵便局がたとえば送金手数料が安いというのも、実は印紙代の話である。銀行が高いというのは人件費が高いというよりは、必ず収入代分が上積みされる。郵便局は国営だからそれはない。今後の方向は、どっちかだろう。銀行の方ももう印紙代なんかいらんよとするか。逆に郵貯の方も印紙を払う形になると国民全部高くなってしまふ。どっちにするかで、それは私は政策判断で、私は個人的には印紙なんかはいらなくて、民間の金融機関でももっとスムーズに資金移動をすべきだと個人的には考えているけれども、今のスキームの中にはそこまでの議論は行ってない。

追記：この議論の後に、法案の修正が行われた。その要点は、2017年の郵便銀行、郵便保険会社の完全民営化についてであり、持ち株会社、郵便局会社が、完全民営化後の郵便銀行等の株を買い戻すことを認めた上で、さらに、「連続的保有」を認めるというものであった。

2017年3月31日に、郵便銀行等の株が全株売却され、その日が、株主確定の基準日だとすると、その直後に株を買い戻しても、持ち株会社の株保有はゼロとされ、その年の株主総会で、持ち株会社は発言権などがなくなってしまう。

そこで、郵便銀行などの基準日を、4月以降にすることで、3月31日に完全売却しても、基準日まで買い戻せば、持ち株会社は、株主総会で発言権などを行使できることになる。このことで、いったん株を完全売却しても、事実上「連続保有」することができるというものである。

なんとか、4社を一体的に経営したいとする側と、郵政事業の金融部門の完全民営化を目指す政府との、究極の妥協である。文字通り、2017年4月に、持ち株会社などが株を買い戻し、その後基準日が来れば、政府は間接的ながら、郵便銀行などの経営に口出せることになる。これでは、民営化の本旨に反するといわざるをえない。

しかし2017年3月31日の段階で、瞬間的にせよ、郵便銀行と郵便保険会社は、完全に一般の商法会社になるわけである。その2社の株を、ほんの一ヶ月内に再度買い戻して、国の関与を復活させるなどということをして、そのときの国会、世論が認めるはずがないとの説に期待したいところである。（松原）

以上

さる6月21日に第32回定時総会が開催され、以下の事業計画と予算が承認されましたので、お知らせいたします。

行革国民会議2005年度事業計画

2005.6.21

1 基本方針

1983年7月に行革国民会議が任意団体として発足して以来、22年が経過した。89年7月には社団法人に改組したが、そのときからも16年が経過している。設立のときと比べ、状況は大きく変化しており、会の組織、運営などを抜本的に見直す時期となっている。

現在、構造改革特区推進会議の事務局を引き受けるなど、対外的にコミットしている事業があるので、今年度は現行体制のまま活動を継続し、その間に、その後の体制を、組織の存廃も含めて検討する。

維持会費収入の激減という状況のもとで、会を維持存続させていくため、当面は委託研究・事業など事業収入増で会費収入減をカバーする。

2 2005年度の活動目標

土光臨調から小泉改革までの総括を行い、今後の課題を抽出する。

構造改革特区制度・地域再生制度を地方分権推進の立場からの充実させる。

国・地方合わせた財政構造改革のシナリオをつくる。

行革関連データベースの充実

3 取り組むプロジェクト

土光臨調以来の行革の文献、資料の整理と解題

主要項目ごとに文献、資料を蒐集し、整理し、それぞれの意味づけを行う

構造改革特区推進会議

自治体が参加する構造改革特区推進会議の運営に携わり、分権推進の立場から制度の充実。改善を図るとともに、これまでの特区制度についての中間的総括を行う。

連邦制の提案

90年の「地方主権の提唱」、94年の「日本連邦基本構想」「地方財政改革試案」を見直し、新たな提案をとりまとめるとともに、国・地方合わせた財政構造改革のシナリオを提示する。

「新しい公共」の研究

市場化テストその他、これまで官が行ってきた事業に民間が参入するケースが増えてくることに伴い、「公共サービス」のあり方についての理論的な検討を行う。

行革関連新聞記事データベース

89年から始めた行革関連新聞記事データベースの作成に取り組むとともに、81年から88年までのスクラップのデータベース化も検討する。

4 外延的活動の推進・強化

市民立法機構・市民立憲フォーラム

雑誌「BeaconAuthoirity」（イマジン出版社）の編集

雑誌「コロンプス」（東方通信社）の編集

構造改革特区推進会議（前出）

以上

2005年度予算

(1) 収入の部				(単位:円)
科目	2004年度予算	決算予想	2005年度予算	
会費収入	12,850,000	12,292,000	10,950,000	
正会員会費	550,000	492,000	450,000	
維持会員会費	12,300,000	11,800,000	10,500,000	
事業収入	16,200,000	12,870,000	19,140,000	
寄付金収入	0	1,000,000	0	
繰越金収入	102,367	212,509	127,041	
利息収入	0	13	0	
雑収入	0	0	0	
引当金の取り崩し	0	0	0	
収入合計	29,152,367	26,374,522	30,217,041	
(2) 支出の部				
科目	2004年度予算	決算予想	2005年度予算	
事業費	18,816,000	16,183,853	19,850,000	
会議費	630,000	426,706	400,000	
会員討論会	360,000	247,777	300,000	
総会・理事会等	270,000	178,929	200,000	
研究調査費	8,573,000	9,332,403	11,250,000	
研究調査	6,263,000	7,098,890	9,000,000	
データ入力	2,310,000	2,233,513	2,250,000	
会報発行費	240,000	126,815	200,000	
資料購入費	245,000	247,491	300,000	
市民立法機構協力費	600,000	0	200,000	
HP刷新	3,141,000	1,000,438	2,500,000	
特区・地域経済	5,387,000	5,050,000	5,000,000	
管理費	10,270,000	10,063,628	10,260,000	
事務所経費	4,400,000	4,323,320	4,400,000	
人件費	5,810,000	5,729,685	5,800,000	
什器・備品	50,000	0	50,000	
雑費	10,000	10,623	10,000	
特定預金支出	0	0	0	
予備費	0	0	0	
会費未収処理	0	0	0	
次期繰越金	66,367	127,041	7,041	
支出合計	29,152,367	26,374,522	30,210,000	

【事務局より】

郵政民営化のごたごた騒ぎの中で、小泉内閣の求心力が急激に衰えてきたといわれています。小泉内閣はどうなっても構いませんが、曲がりなりにも手をつけ出した改革の路線が又後戻りするとなれば、問題です。

このような状況の中で、国民会議としては今後の改革路線についての議論をしっかりとっておきたいと考えています。その第1弾として財政構造改革を取り上げ、8月19日に国と地方との財政構造改革を議論する予定です。夏の真っ盛りですが、少人数でもしっかりした議論をしたいと考えています。近々、ご案内を差し上げる予定です。